

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地地域連絡会議 第1回沖縄島北部部会 議事概要

■日 時：平成28年11月7日（月） 15:00～17:40

■場 所：国頭村立保健センター ホール

■出席者（敬称略）：

	所属	役職	氏名
行政機関	環境省那覇自然環境事務所	国立公園課長	速水 香奈
		上席自然保護官	木村 麻里子
		自然保護官	山本 以智人
	林野庁九州森林管理局沖縄森林管理署	森林技術指導官	福山 拓也
	沖縄県環境部自然保護課	課長	金城 賢
		班長	仲里 直也
		主任	志賀 俊介
	沖縄県農林水産部森林管理課	班長	比嘉 享
		主任	井口 朝道
		主任	仲本 いつ美
		主事	藤木 愛
	沖縄県文化観光スポーツ部観光整備課	班長	嘉数 晃
	国頭村世界自然遺産対策室	室長	東江 賢次
		室長補佐	宮城 明正
		主事	東恩納 優子
大宜味村企画観光課	課長	福地 亮	
東村企画観光課	主事	田場 兼昇	
地元関係団体	国頭村森林組合	組合長	仲原 親一
	国頭村商工会	会長	金城 賜門
	J Aおきなわ国頭支店	支店長	大城 道生
	国頭村森林ツーリズムWG	代表	山川 安雄
	大宜味村区長会	会長	山城 清安
	大宜味村商工会	会長	宮城 弘隆
	NPO法人 やんばる舎	事務局	増田 耕平
	NPO法人 おおぎみまるごとツーリズム協会	理事長	宮城 健隆
	東村商工会	会長	島袋 徳和
	NPO法人 東村観光推進協議会	理事長	吉本 淳
	NPO法人 どうぶつたちの病院 沖縄	理事長	長嶺 隆
副理事長		金城 道男	
事務局長		仲地 学	
運営事務 (受託者)	株式会社プレック研究所 計画部門	統括部長	松井 孝子
		研究員	東 広之
	株式会社プレック研究所 沖縄事務所	所長代理	多賀谷 仁
傍聴者	1名		

■議 事

1. 今後のスケジュールについて
2. 地域部会の設置について
3. 沖縄島北部行動計画について
4. その他

■配布資料

出席者名簿

座席表

議事次第

資料1 世界遺産登録に向けたスケジュール

資料2 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地地域連絡会議
「沖縄島北部部会」 設置要綱

資料3-1 沖縄島北部行動計画（案）

資料3-2 沖縄島北部【課題リスト】（2016年11月7日版）

参考資料1 沖縄島北部行動計画について（概要説明資料）

参考資料2 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦書及び管理計画の検討体制

■議事概要

議題1. 今後のスケジュールについて

- 世界遺産登録に向けたスケジュールについて、事務局より資料1に基づいて説明が行われた。
- 質問や意見は特に出されなかった。

議題2. 地域部会の設置について

- 沖縄島北部部会の目的や検討事項、構成、運営、事務局等について、事務局より資料2に基づいて説明が行われた。
- 質問や意見は特に出されなかった。
- 沖縄島北部部会の設置要綱（案）（資料2）が承認され、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地地域連絡会議『沖縄島北部部会』」が平成28年11月7日付けで正式に設置された。

議題3. 沖縄島北部行動計画について

- 沖縄島北部行動計画の基本的事項について、事務局より参考資料1に基づいて説明が行われた。
- 科学委員会における管理計画に対する助言を説明する。1点目は、ロードキル対策や外来種対策等、遺産価値の保全や管理に関する優れた取り組みを管理計画に盛り込む必要があるという意見である。IUCNの現地視察において、各地域の取り組み状況を地域の方々と一緒に説明したい。2点目は、飛び地になっている推薦地について、核心部分との連続性を担保する取り組みが必要であるとの意見があった。沖縄島北部については、大石林山やネクマチヂ山周辺は飛び地の推薦地となっており、脊梁山地の推薦地との連続性を担保する取り組みを行動計画に記載したいところである。
- 沖縄島北部行動計画（案）（資料3-1）及び沖縄島北部【課題リスト】（資料3-2）について、事務局より説明が行われた。
- 質疑応答の概要は以下の通り。
 - 1) 保護制度の適切な運用
 - 2) 希少種の保護・増殖・上記2項目については、特に意見なし。

3) 外来生物による影響の排除・低減

- ・ 3) 3 「野生下のネコの捕獲」について、「野生下のネコ」の範囲が不明瞭である。世界自然遺産登録に向け、集落内のネコへの対策も合わせて実施することが望ましい。

→集落から 500 メートル以上離れている場合に、ノネコ（野生下のネコ）として扱っている。集落内のネコについては、行動計画を運用・改訂する際に検討する。

→ 3) 3 「野生下のネコの捕獲」では、環境省、沖縄県、各村が実施主体である一方、3) 5 「所有者のいないネコ・イヌの保護収容・譲渡施設の整備・運営」では、沖縄県、各村を実施主体としている。事業目的や実施主体が異なるため、「野生下のネコ」と集落内を含めた「所有者のいないネコ」は項目を分けて記載している。

- ・ イヌ・ネコについて、各実施主体がこれまで実施してきた取り組みが後退しているのではないかと懸念している。イヌについてみると、環境省が実施主体の中に入っていない。ヤンバルクイナの保護増殖事業計画では、ノイヌ対策は明記されているため、3) 「野生下のネコの捕獲」などにイヌも追記する必要がある。イヌの問題は、世界遺産の価値の担保にとって緊急かつ大きな課題である。

→所有者のいないイヌは狂犬病予防法で野犬と整理され、野犬対策は都道府県及び自治体が担う。法律上の役割分担が明確であるため、行動計画においては、現在の記載とした。一方、野犬が希少種に影響を与える可能性もあるため、必要に応じて、希少種の保護増殖事業計画に基づき対応する。ネコについて、飼い主のいないネコを発生させないように各村が 10 年前に条例を制定し徹底した適正飼養の取り組みを実施してきた。しかし、現在、条例の認知度も低下していることから、発生源対策（入口対策）をしっかりとる必要がある。また、ネコ捕獲後にどのように保護収容するか等の出口対策も重要であるため、沖縄県と各村と協力して実施していきたい。

- ・ ネコの捕獲について、3 村で対策を検討している。世界遺産登録に向けた取り組みの一環として条例による捕獲事業を手掛けているが、条例に基づく活動が制定当時より低下している可能性がある。
- ・ 沖縄県においても世界遺産関連の事業の一つとしてノネコ・ノイヌ対策を実施している。
- ・ イヌやネコは、やんばるの野生生物の保護において緊急な課題であるので、早急に取り組む必要がある。
- ・ 野犬の問題は、保護者が不安を抱くという形で民泊にも波及しており、早急に対策をとる必要がある。

4) 緩衝地帯や周辺地域における産業との調和

- ・ 4) 3 「自然共生型農業の推進」について、自然共生型農業の定義や意味合いをどのように認識しているか説明してほしい。無農薬の農業が自然共生型農業であるという見解もあるが、野生動物による被害が増加するため、農業として成り立たなくなることが懸念される。また、環境に配慮することでブランド化・付加価値向上についても、具体的な効果がイメージできるよう取組を示してほしい。

→事業内容にある通り、貴重な野生生物の生息環境の改善や生物多様性に配慮した基盤整備、土づくり等の環境負荷を軽減するよう配慮した農業が自然共生型農業であると認識している。無農薬栽培を推進することを意図しているわけではなく、地域ごとの実情を踏まえ、農業と生物多様性保全の調和を図るということである。

- ・ 参考資料の中で「生態系・生物多様性及びその他自然環境の保全と農林業との両立が重要である」とあるが、行動計画においてどのように記載されているか。第三次産業としての森林業もあると認識しているが、林業を生業とし、第一次産業であることに誇りをもっている人がいることを理解してほしい。

→第一次産業としての林業も重要であると認識している。林業についての具体的な事業項目は4) 1「やんばる型森林業の推進」であり、記載にあたり、関連部署において十分な議論を行った。

→農業と林業に関するご意見については、課題リストの検討において今後も継続的に議論を重ね、具体的な取組や方針について関係者間での合意を図っていくこととする。なお、4) 3「自然共生型農業の推進」の実施主体に地元関係団体の記載漏れがあるので追記する。

5) 適正利用とエコツーリズム

・5) 1「世界遺産に関する観光ビジョンの策定による持続可能な観光の推進」に関して、実施主体には沖縄県、各村、地元関係団体と記載されているが、実際に観光ビジョンを作成・策定する主体はどこを想定しているか。地元の自治体、関係団体の意見・意向を踏まえた形で策定することが重要である。

→観光ビジョン策定に向けた具体的な検討は各村と調整する。

→観光ビジョンを策定するためには、沖縄県と国、沖縄島北部3村が協議会を設置する必要があると考える。そのため、協議会を設置する方向性を示した方がよい。

→本項目の事業実施時に、観光ビジョンを策定する体制について検討する。

・エコツーリズムを推進する実施主体や観光客の問い合わせ窓口のあり方が重要と考える。沖縄島北部3村を訪れる観光客は、国頭村、大宜味村、東村を「やんばる」として一体的に捉えている。そのため、3村それぞれに窓口があるより、3村の中心的窓口を設けることが必要と考えられ、今後の検討課題と認識している。

→実施主体を含めたエコツーリズムのあり方について、早い段階で検討する必要がある。3村が連携した協議会の設立やビジョンの策定等を進めることが重要である。

・5) 2「施設整備による負荷の低減と適正利用の推進」について、現時点では、対象範囲に推薦地が含まれていない。推薦地における施設整備方針を確認したい。

→推薦地における施設整備については、公園事業に位置づけた上で、自然環境への負荷のかからない方法で歩道や展望台を整備することは可能。記載について検討する。

・5) 3「適切な利用コントロールの実施及び利用ルールの設定・遵守」について、ルールを遵守するのはガイド等であると想定されるため、地元関係団体も含める必要がある。また、周辺地域も対象範囲に含む必要がある。

→実施主体に地元関係団体を追記すること及び周辺地域を対象範囲に含めることを検討する。

・「やんばる」という言葉を沖縄島北部に統一する必要がある。

→「やんばる」と記載されている箇所のうち、沖縄島北部と変更可能なものについて修正する。

・5) 4「体験・滞在・交流による新しい観光スタイルの確立」について、事業内容は既に実施している観光スタイルが記載されている。本項目に既存の取り組みを含むか確認したい。

→「新しい観光スタイル」という記載になっている理由には、3村が連携するという点がある。また、従前のエコツーリズムや民泊等の取組はそれぞれの観光スタイルごとに推進していたが、今後は体験・滞在・交流の促進という観点から、それぞれの取組を融合させた観光スタイルを確立したいという意見を反映させたものである。そのため、新規の取組ではなく、従前の観光スタイルを融合し、3村が連携する観光スタイルを意図していた。

・確かにダムツーリズム等の新しい取り組みもみられるが、「新しい観光スタイル」という表現には違和感がある。

→取組の趣旨を踏まえて、より適切な表現となるよう事業内容の表現を修正する。

6) 地域社会の参加・協働による保全管理

- ・世界自然遺産に関する意識が地域住民に定着しておらず、望ましくない状況であると認識している。地域住民を巻き込みつつ行動計画の取組みを実施することが重要であるため、6) 5「普及啓発活動の実施」を重点的かつ早急に実施しなければならない。

→地域の方々の理解が十分には進んでいないことが課題であると認識している。普及啓発活動の取組状況としては、先日、広報誌「やんばる世界遺産だより」を沖縄島北部3村全戸配布した。また、モノレールの車体広告やポスター掲載等の取組みも行っている。世界遺産登録後も継続的に地域の方々に向けて情報発信を行うことが必要と認識している。

→本年度の普及啓発事業で具志堅用高を起用した沖縄島北部及び西表島の世界遺産広告をテレビとシネアド（映画館 CM）で放映している。また、本年度はシンポジウムを那覇で開催する予定であるが、次年度以降は沖縄島北部での開催も検討する。地域の方々に世界自然遺産の価値等を理解して頂けるような取組みを進めていきたい。

- ・参考資料1の2. 3)「観光利用」において、世界自然遺産への登録を契機とする観光客数の増加等により、観光収入の大幅な増加が期待されているとの記述がある。世界遺産に登録されると一時的には観光客が増加すると予想されるが、観光客を継続して受け入れるためには、地域の受け入れ体制が重要になる。既登録の世界遺産の中には、一時期観光客が増加したが受け入れ体制が不十分であったために、リピーターを獲得できなかった地域があるという情報を得ている。世界遺産登録後に観光客が増え続けるとは限らないため、地域の受け入れ体制を整備するとともに、観光客を呼び込む戦略が必要となる。

○本日の意見を踏まえて修正した行動計画（案）について、メーリングリストを通じて意見照会するので、対応をお願いします。

議題4. その他

○先日、沖縄島北部における利用状況の把握のためのアンケート調査を実施した。拠点整備のあり方についての検討を行いたいと考え、11月下旬以降に検討会を開催する予定。

○本日の議論を踏まえた第2回やんばる世界遺産だよりを全戸配布する予定。

○沖縄ワーキンググループを12月上旬に開催する予定。

以上